

令和2年 第6回 安芸太田町議会定例会会議録

令和2年6月19日

招集年月日	令和2年6月19日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	令和2年6月19日午前10時43分			議長	矢立 孝彦
	閉会	令和2年 月 日午後 時 分			議長	矢立 孝彦
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1	大江 厚子	○	7	佐々木 道則	○
	2	田島 清	○	8	角田 伸一	○
	3	平岡 昭洋	○	9	佐々木美知夫	○
	4	富永 豊	○	10	吉見 茂	○
	5	末田 健治	○	11	中本 正廣	○
	6	津田 宏	○	12	矢立 孝彦	○
会議録署名議員	11番	中本 正廣		1番	大江 厚子	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河野 茂		書記	小田 和子	
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	橋本 博明		教 育 長	二見 吉康	
	総務課長	長尾 航治		病院事業管理者	平林 直樹	
	総務課主幹	三井 剛		税務課長	沖野 貴宣	
	会計管理者 (会計課長)	栗栖 香織		住民生活課長	上手 佳也	
	加計支所長 兼加計支所住民生活課長	児玉 斉		児童育成課長	園田 哲也	
	筒賀支所長 兼筒賀支所住民生活課長	梅田 幹二		衛生対策室長	田中 博敏	
	企画課長	二見 重幸		学校教育課長	児玉 裕子	
	企画課主幹	武藤 克巳		生涯学習課長	金升 龍也	
	地域づくり課長	瀬川 善博		福祉課長兼 健康づくり課長	伊賀 真一	
	建設課長	武田 雄二		安芸太田病院 事務長	菅田 裕二	
	産業振興課長	栗栖 浩司		—	—	
	商工観光課長	片山 豊和		—	—	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和2年6月19日

	諸般の報告
	行政報告
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
報告第1号	令和元年度安芸太田町一般会計繰越明許費繰越計算書について
報告第2号	令和元年度安芸太田町一般会計事故繰越し繰越計算書について
議案第42号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議案第43号	安芸太田町過疎地域自立促進計画の変更について
議案第44号	安芸太田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び安芸太田町手数料条例の一部改正について
議案第45号	安芸太田町税条例の一部改正について
議案第46号	安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第47号	安芸太田町介護保険条例の一部改正について
議案第48号	財産の取得について（ホイールローダ除雪車（1.6m級）その1）
議案第49号	財産の取得について（ホイールローダ除雪車（1.6m級）その2）
議案第50号	財産の取得について（ホイールローダ除雪車（2.3m級））
議案第51号	令和2年度安芸太田町一般会計補正予算（第3号）
議案第52号	令和2年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第53号	令和2年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第2号）

令和2年第6回 安芸太田町議会定例会

議 事 日 程 (第1号)

令和2年6月19日

日程	議案等番号	件 名
第1		諸般の報告
第2		所信表明
第3		会議録署名議員の指名
第4		会期の決定
第5		人権擁護委員候補者の推薦に対する意見について
第6	報告第1号	令和元年度安芸太田町一般会計繰越明許費繰越計算書について
第7	報告第2号	令和元年度安芸太田町一般会計事故繰越し繰越計算書について
第8	議案第42号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第9	議案第43号	安芸太田町過疎地域自立促進計画の変更について
第10	議案第44号	安芸太田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び安芸太田町手数料条例の一部改正について
第11	議案第45号	安芸太田町税条例の一部改正について
第12	議案第46号	安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正について
第13	議案第47号	安芸太田町介護保険条例の一部改正について
第14	議案第48号	財産の取得について（ホイールローダ除雪車（1.6m級）その1）
第15	議案第49号	財産の取得について（ホイールローダ除雪車（1.6m級）その2）
第16	議案第50号	財産の取得について（ホイールローダ除雪車（2.3m級））
第17	議案第51号	令和2年度安芸太田町一般会計補正予算（第3号）
第18	議案第52号	令和2年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
第19	議案第53号	令和2年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第2号）

令和2年第6回定例会
(令和2年6月19日)
(開会 午前10時43分)

○矢立孝彦議長

ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから令和2年第6回安芸太田町議会定例会を開会します。本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりです。

日程第1. 諸般の報告

○矢立孝彦議長

日程第1、諸般の報告を行います。本日町長から、お手元に配付したとおり、議案が送付されています。地方自治法第121条の規定により、今期定例会に説明のため出席を要求したものは、町長、教育長、病院事業管理者です。なお同条の規定によって町長及び教育長から説明員を委任したことについて、お手元に配付した写しのとおり通知がありました。監査委員から4月末日現在における出納検査の結果報告が提出されています。3月の定例会以降、本定例会までに受け付けた陳情書等は、お手元に配付した写しのとおりであり、所管の常任委員会に付託します。以上で諸般の報告を終わります。

日程第2. 所信表明

○矢立孝彦議長

日程第2、所信表明を行います。橋本町長から、所信表明の申し出がありますので、これを許可します。橋本町長。

○橋本博明町長

みなさん、おはようございます。この度、安芸太田町長に就任いたしました、橋本博明でございます。前町長の辞任というかたちで始まったこの度の選挙により、私も投開票日から即日町長に就任という異例のスタートをさせていただきました。就任から今日まで4週間はあっという間でしたが、本日議場において、議員の皆様と初めて議論をさせていただく時を迎え、改めて身の引き締まる思いでございます。共に安芸太田町の未来を背負う立場ではございますけれども、多くの議員の皆様は既に何年も町のために貢献をされてきた先輩でもございます。格別のご指導、ご鞭撻をいただきますよう、よろしく願いいたします。

さて、この度の町長選挙は新型コロナウイルスによる被害を最小限にするため、活動の自粛が要請される中で行われた極めて異例のものでございました。当然、多くの皆様は投票率が下がるとおぼやかりましたし、事実、県内で4月に行われてました某市議会議員選挙でも前回の投票率を15ポイント下回るという結果が出ておりました。しかし、いざ蓋を開いてみますと、大方の予想を裏切り、むしろ前回の投票率を2.62ポイントも上回る77.94%という大変高い投票率となりました。この結果を見たとき、同じ町に住むものとして、安芸太田町民を誇らしく思ったのは私だけではないと思います。近年の選挙の投票率の低下傾向は大きな問題であり、安芸太田町も例外ではありませんでした。ましてや投票自体が新型コロナウイルスの影響で大変難しかったにも関わらず、多くの町民が主権者として町の将来を考え、投票を行われたということは、日本中に誇るべきことだと思います。また同時に、そうした町民の関心の高さの背景を考えますと、長らく続く人口減少になかなか歯止めがかからないことへの危機感や、新型コロナウイルス問題に対する将来への不安感、さらには前町長の突然の辞任による町政への不信感など、町民の皆様の中には抑えきれない、大きな危機感があったようにも感じております。そうした町民の思いが、これまでの町政の流れを変えてほしいという大きな声となって、町政始まって以来の、町外出身者の町長就任につながったと思っております。この町民の決断の重さを思うとき、私も身の震える思いではありますが、しっかりとその思いを受け止めさせていただき、これまで私が培ってきた経験のすべてをかけて、全力で職務にまい進する覚悟でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、先にも触れましたとおり、今回の選挙は前町長の辞任というかたちで始まりました。以来、約2ヵ月間、町長不在という大変厳しい環境の中、職員は町を支えるために全力で頑張ってきました。

この期間はコロナウイルスへの対応で大変な時期でもございました。時には前町長への誹謗中傷が職員へ向かうこともあったかと思えます。そうした厳しい状況の中で職務を全うした職員の奮闘ぶりにつきまして、議員の皆様にも今一度思い返していただいたうえで、失われた信頼回復に向けて職員一丸となって取り組んで参りますので、この点につきましてご指導いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、それでは改めて、今後 4 年間町政に携わるにあたりまして、私の所信の一端を述べさせていただきます。安芸太田町に移住して 4 年間、地域を歩きながら、私も多くの皆様から、町を変えてほしいという声を頂戴してまいりました。それは合併以降も変わらず続く人口減少により、活力を失い、やがては町自体がなくなってしまうのではないかと町民の危機感の表れだったと思っております。私も同じ危機感を感じてはおりましたが、その一方で、町の将来に一筋の希望を感じるようにもなりました。それは、この 4 年の間に、町には素晴らしい資源がたくさんあるということを確認させていただいたからであります。例えば安芸太田町のど真ん中を流れます太田川は、広島市民の生活になくてはならない存在であります。これは言い方を変えますと太田川源流域に位置するこの安芸太田町には、潜在的なファンが 100 万人いるというふうに捉えることもできるかと思えます。またその太田川の上流には全国有数の峡谷でもございます、特別名勝「三段峡」がひかえとります。それ以外にも、恐羅漢山や深上山、井仁の棚田や筒賀の大イチョウ、龍頭峡に深山峡、温井ダム、吉水園に花の駅公園など、ちょっと他の地域では考えられないほど素晴らしい観光資源が揃っております。また山には伐採の適齢期を迎えた豊富な森林資源もございます。そうした自然環境によって育まれた祇園坊柿や棚田米、とちの実や山菜、ヤマメなど美味しい食材も豊富でございます。伝統芸能の神楽も盛んでございますし、また時代を遡れば鉄の産地として栄えた歴史もございます。改めて町民の皆様が思っておられる以上に、安芸太田町には多種多彩な資源が恵まれております。では何故、これほど素晴らしい資源があるにも関わらず、安芸太田町の衰退に歯止めがかからないのか、私が思いましたのは、いくら素晴らしい資源であったとしても、いつも同じ視点や同じ考え方で捉えていては、新しい魅力に気が付くことはできないのではないかと。そしていくら素晴らしい資源であったとしても、新しい魅力を生み出していかなければ、いつかは飽きられてしまうのではないかとあります。残念ながらこれまでの安芸太田町は、ともすれば内向きの体質、或いは町内だけの理屈によって物事が決まってしまう、そんな風潮があったのかもしれない。結果として、社会の大きな動きや時代の変化を上手く取り込むことができないまま、新しい魅力を打ち出すことができない状態が続いてきたのかもしれない。今の安芸太田町に必要なのは、その新しい魅力を見つけ出すことのできる、町民の皆様とは違う視点や考え方なのではないでしょうか。私が選挙で訴えてまいりました新しい風というのは、まさにこの新しい視点、新しい考え方のことであり、その風によって安芸太田町を活性化させることこそが私が果たすべき最大の役割と考えとります。当然、新しい風は、役場の在り方にも及びます。なぜならば本町のような小さな町では、役場こそが町の心臓であり、役場が変わらなければ町もまた変わらないと思うからであります。私が目指す役場は、町民に対して、できないことはできないと申し上げなければなりません、そこで留まることなく、町民が抱く夢や想いを実現するためには何が必要なのか、その方法を逆に提案させていただく、そういう役場があります。そのうえで、私は、国会議員や中央省庁の官僚として培ってきました人脈や経験、また広島に戻ってきてから培ってまいりました広島大学や広島で活躍する方々との人脈をフルに活用させていただければ、町の新たな魅力を具体的な形に仕上げ、かつこれまで以上に町の外にアピールできるのではないかと考えとります。こうして変わっていく安芸太田町におきまして、私自身は具体的に 7 つの約束を戦局中にさせていただきました。

一つ目は、空き家の利活用で住居を確保するなど、町の人口維持にこだわるということであり、人口維持には様々な政策を組み合わせる必要がございますが、中でも私が重要に思いますのは住居の確保でございます。就労先もちろん重要ではございますけれども、例えば魅力的な就労先はあっても町内に住む場所がなければ市内から通う方も出てくるのではないかと考えるからであります。実際に私が安芸太田町に移るときに最初に苦労いたしましたのは住む家がないということでございました。最新の調査では安芸太田町には空き家が 900 戸近くあり、その 1/3 は手を少し加えるとすぐにでも住めると聞いております。空き家は放置しておけば廃墟となりますが、使えば立派な資源になります。田舎暮らしを希望される方は往々にして、それにふさわしい、田舎らしい家を探しておられます。既に町でも「待ち家バンク」というかたちで空き家の斡旋を行っておりますけれども、もっと数を増やして、また例えば水回りの改修費用については町が負担してでも、田舎らしい魅力的な家を揃えることができれば、もっと多くの方に安芸太田町に移住していただけるのではないかと考えております。

二つ目は情報公開を積極的に進めるとともに、私が地域に積極的に出向き、町民の声をお聞きすることです。私もこの4年間町を歩きながら、町の皆様から様々な声をお聞きし、その一つの集大成として選挙公約を作らせていただきましたが、町長になればより多くの声が聞こえてくるものと思っております。そのうえでこれからの町づくりには町民の参加が必要不可欠であります。その参加を促していくためにも、町民の声を聴く機会を様々作っていきたいと考えております。具体的には、早ければ7月中には、自治振興会単位で地域懇談会を開催するべく準備を進めさせていただいております。それ以外にも例えば町外出身者の声を聴く機会や、若い女性の声を聴く機会など、様々な形で町民の声を聴く場を積極的に作ってまいります。

三つ目は自然を活かした産業振興、特に観光・林業・農業の振興を進めるということであり、特に冒頭申し上げましたとおり、安芸太田町は本当に素晴らしい観光資源に恵まれています。これを産業として利用しない手はありません。実際に三段峡は可部線があった当時は40万人を超える方々で賑わっていたと聞いておりますが、今はその1/3にまで減少しております。しかし、これを可部線廃止のせいにしてしまっているのであれば問題だと思っております。世の中には鉄道の通っていない観光地はたくさんございます。平成元年当時、本町とお隣の北広島町では年間の観光客がほぼ同じ50万人程度でございましたけれども、それから30年経ちまして安芸太田は変わらず50万人程度になつたのに対して北広島町は250万人に観光客が増えとります。本町の観光業にもチャンスは必ずあると思っております。また私自身は長らく小規模林業に携わってまいりましたが、材価が低迷している中でも、それなりに経営ができる手法ではないかという感触を感じております。また、小規模林業家は定住にも結び付きやすいと感じております。ちょうど国も森林環境税を創設し、地域の山林に対して整備に力を入れ始めました。そうした財源も活用し、小規模林業のみならず当町の林業振興に力を入れて参ります。また、農業についてはこれまでの取組みの中で、特に安野・修道地区で若い農家さんが増えていることは大変心強く思っております。そうした方々をしっかりと応援をさせていただきながら、例えば太田川ブランドの野菜として売り込むことができないか取り組んでまいりたいと思っております。

四つ目は公共交通の見直しであります。特に高齢者が多く、かつ面積の広い本町におきましては、今後の免許返納の流れも考えますと、公共交通の充実は不可欠であります。導入当時は多くの地域から注目を集めました、あなたく事業も高齢化の進展により、より便利な取組みが求められているように感じております。今後はバス停まで行かなくても、また好きな時にドアツードアで移動を応援する、例えば町内ワンコインで移動できるようなタクシーの運行などを含めて検討を進めてまいりたいと思っております。

五つ目は危機管理であります。ここ最近安芸太田町を大きな災害にはあっておりませんが、いざ災害が発生した場合には、被害が大きくなる、そのような地域柄と感じております。そうした自然災害等の危機に対しましては、現状は総務課が兼務をしながら対応してるところでございますけれども、今後は避難場所の再整理や安芸太田町に訪れる観光客の安全管理等も考えますと、専門で対応するラインを作り、危機管理の専門家を配置するべきと考えます。今後早急に整備を行い、災害対策や危機管理能力を高めてまいります。

六つ目は自然を活かした教育の推進です。冒頭から我が町の最大の資源は素晴らしい自然にあると申しましたが、その自然を町づくりにどう活かすかと考えた時に、究極的には教育にたどりつくのではないかと考えております。私事で恐縮ですが、かつて長男を森のようちえんに通わせておりました。個々人の差はあると思いますが、自然の厳しさやさしさを体感することによって、心も体もたくましく、またしなやかになり、人生を生き抜くための心の根っこみたいなものが育っているように感じております。そうした教育を受けられる環境というのは、子どもさんを持つ若い世帯には大変魅力的なのではないかと考えます。森のようちえんに限らず、様々な教育を選べる地域として梓にはまらない新しい時代を支える人材をつくる安芸太田町となるよう、努めてまいります。

七つ目は小型バイオマス発電の誘致や、野菜の地産地消を進めるなど、地域循環型社会を目指すことでもあります。私自身は小規模林業に携わってきた関係で、バイオマス発電の誘致についても関心を持って参りました。林業家にとりまして、材として使えないような端材や枝葉が燃料として売れるのは大変な魅力であります。またコロナウイルスで様々な活動が制限されましたけれども、不測の事態を考えた場合、エネルギーの地産地消も真剣に考えなければならないと感じております。同じく野菜等の食糧も地産地消を含めまして、例えば学校給食には毎日とは言わなくても、たまには地元の野菜を食べさせることができないかということも考えていきたくと思っております。こうした取組みを進めることによりまして、多くの方にとって魅力的な地域となり、移住者を増やすことによって町の人口減少に歯止めをかけ、次

の世代に引き継げる安芸太田町をつくっていけると確信をいたしております。また目の前の問題についても触れたいと思います。今回のコロナウイルスの影響によりまして、町内の経済活動も相当影響を受けております。5月12日に開催されました前回の臨時会以降、15日には県内の緊急事態宣言も解除されましたけれども、町内の事業者も、未だに通常業務に戻れていないところもございます。この間、町独自の補助事業も開始をさせていただいておりますが、昨日現在で申請団体は51件、未だ申請の引き合いがあるような状況であります。一方で、戸河内IC付近を中心に観光客の流れは回復しつつあります。週末の町内のキャンプ場は予約が満員といった施設も見受けられます。未だ予断は許されず、引き続き感染症防止対策は継続していかなければなりませんけれども、これからはいよいよ「ウィズ コロナ」「アフター コロナ」を見据えた取組みに移っていかなければならないと思っております。この「ウィズ コロナ」「アフター コロナ」の社会については多くの識者が分析をされとりますけれども、多くはこれまでの都会一辺倒のライフスタイルが見直され、地方や田舎の良さが見直される時代が来るという指摘をされております。期せずして安芸太田町の時代が来ようとしております。この流れを上手く掴んで、安芸太田町を元気にするために、今回の定例議会でも補正予算を提出させていただいております。その内容は、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた追加対策費1,747万円のほか、「ウィズ コロナ」「アフター コロナ」を見据えて、安芸太田町の活性化に向けて戦略的に投資を行う予算として、1,950万円を計上しております。この内訳としましては、新型コロナウイルスについて安芸太田町はより安全・安心な場所ですよということを町外に積極的にアピールをさせていただくために、町内事業者に感染症対策への取組みを促し、基準を満たしている事業者には認定を行うなどの「安全・安心おもてなし向上支援」事業費として850万円。また、国は第一次補正予算において「Go Toキャンペーン」という1兆7千億円に及ぶ大型の景気刺激策を確保しとりますけれども、その地方観光振興分であります「Go Toトラベル」事業も準備が進んでおります。この事業をしっかりと利用させていただいて安芸太田町への観光客を増やすとともに、その増えた観光客を一過性に終わらせることなく、リピーターとして捕まえられるよう顧客データベースの構築を中心とした「関係人口創出・拡大事業」として600万円。さらにこれからはリモートワークやワーケーションなど、働き方も大きく変わっていく中で、普通にソーシャルディスタンスをしっかりと保てる安芸太田町での暮らしをいち早く提案し、定住等につなげていくための「ワーケーション（新たなワークスタイル）推進支援事業」として500万円ほど計上させていただいております。これらの補正予算は、続いて予定されとります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第二次交付金を原資に当町で現在取組みを考えておりますけれども、ヘルスツーリズム促進事業や地域特産品のプロモーション事業、さらにはワーケーションの推進支援事業へと導入する最初のステップとして考えているものでございまして、かつ一連のコロナ騒動によるピンチを町、町再生のチャンスに変えていく、当町独自の計画の一環でございまして、多くの自治体はその場しのぎの単発的な対策に陥っている取組みとは大きく異なっているものと自負をいたしております。また補正予算の関連で申し上げますと、今回のコロナウイルスの影響は子どもたちの生活にも大きな影響を及ぼしております。特に学校閉鎖に伴う学習の遅れについては多くの親御さんも心配をされておられます。そうした状況の中で、国も児童、生徒一人に一台の端末を整備するGIGAスクール構想を進めておられましたけれども、これを前倒しで実施されることとなり、当町もそれに併せて一人一台の端末を実現するための予算を組ませていただいております。また、特に学習分野の遅れが心配となる中学3年生については実際に自宅での遠隔学習ができる環境づくりに取り組みたいと考えてとここでございまして、併せて3,194万円を計上してとここであります。十分な審議を行っていただきまして、ご承認をお願いしたいと思っております。

改めまして本町を取り巻く環境は大変厳しいものがございます。広島県一小さく、また広島県一高齢化率も進み、また広島県一経常収支が高い、そういう安芸太田町でございましてけれども、まさに過疎化の最先端に位置する当町だからこそ可能性に満ちているとも私は感じております。何故ならば最も厳しい環境におかれているからこそ、その現状を変えようというエネルギーも大きいものがあると感じているからでございます。実際に、今回の選挙ではその片鱗が示されたものと受け止めております。

いよいよ新しい町づくりに舵を切った安芸太田町でございましてけれども、そこに現れた新型コロナウイルスもまた、新しい風なのかもしれません。決して歓迎される風ではありませんけれども、こちらの都合にお構いなしに日本中をひっくり返していくこの突風を、如何に上手く掴んで、新しい安芸太田町をつくり上げていくのか。そんな舵取りが求められていると感じとります。そのためには多くの皆様の知恵と力が必要であります。私も全力で頑張っ参ります。町民の皆さん、そして議員各位のご理解と

ご指導を改めてお願い申し上げまして、私の所信表明とさせていただきます。ご清聴誠にありがとうございました。

○矢立孝彦議長

以上で、所信表明を終わります。

日程第3．会議録署名議員の指名

○矢立孝彦議長

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、11番中本正廣議員及び1番大江厚子議員を指名します。

日程第4．会期の決定

○矢立孝彦議長

日程第4、会期の決定について議題とします。お諮りします。今期定例会の会期は本日6月19日から6月26日までの8日間、8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。従って会期は8日間、8日間に決定しました。

日程第5．人権擁護委員候補者の推薦に対する意見について

○矢立孝彦議長

日程第5、人権擁護委員候補者の推薦に対する意見についてを議題とします。町長から令和2年6月2日付けで人権擁護委員候補者として別紙写しのとおり2人の方を法務大臣に推薦することに対し、意見を求められています。おはかりします。町長が人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦しようとする2人の方については適任であることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

日程第6．報告第1号

日程第7．議案第2号

○矢立孝彦議長

日程第6、報告第1号、令和元年度安芸太田町一般会計繰越明許費繰越計算書について、及び日程第7、報告第2号、令和元年度安芸太田町一般会計事故繰越し繰越計算書について、の2件を一括して議題とします。提出者から報告を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

それでは報告させていただきます。報告第1号、令和元年度安芸太田町一般会計繰越明許費繰越計算書について。この繰越計算書は、令和元年度安芸太田町一般会計補正予算第7号で設定しました繰越明許費について、繰越額や財源が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものです。報告第2号、令和元年度安芸太田町一般会計事故繰越し繰越計算書について。この繰越計算書は、橋梁施設改良事業及び林道施設災害復旧事業について全県的な工事需要の増加により、事業執行可能な施工業者が確保できなかったことにより年度内に工事が終わらなかった工事請負費を翌年度に繰り越して使用するもので地方自治法施行令第150条第3項の規定により議会に報告するものです。以上でございます。

○矢立孝彦議長

総務課三井主幹

○三井剛総務課主幹

それでは報告第1号、令和元年度安芸太田町一般会計繰越明許費計算書について補足の説明をさせていただきます。こちらは先の3月議会でご承認いただきました一般会計の繰越明許費につきまして、先ほど町長申し上げたとおり、実際の繰越額や財源内訳が確定しましたのでご報告させていただくものでございます。恐れ入ります、1ページを開けていただきたいと思います。この表にまとめているとおり、最終的な翌年度の繰越額は表の一番下の合計欄にお示ししているとおり、全体で3億5,453万4千円でございます。表に沿って、上から順に概要を簡単にご説明させていただきますが、まず総務費の関係につきまして、総務管理費2つございますけれども、一つにつきましては庁舎等管理事業、具体的には安芸太田町役場本庁舎耐震大規模改修工事につきまして、昨年10月の入札の不調を受け、設計等の見直しを行い、再度入札を行ったということでございまして工事着手っていうものが当初よりも遅れが生じたため、予算の繰越を行っております。また普通財産等管理事業、具体的には旧修道小学校、旧戸河内中学校の解体除却工事でございますけれども、工事の着手の時期が後半になりましたので、工事費の前金の支払いについて、当初、それについて業者のほうの支払いを受けないかどうかということがございましたので所要額を繰越をしておりましたが、実際には年度内の工事費の前金で支払いを行ったため、実際の繰越額はございません。次に商工費につきまして、4つございます。1つ目、中小企業支援事業でございますが、暖冬、雪不足による中小企業信用保証料補助金につきまして、実際の施工が令和2年2月となりましたので、そこからの申請受付ということでございましたので、所要額を予算の繰越を行っております。2つ目、がんばるビジネス応援補助金事業につきましては、実際の補助金の交付を受けた業者につきまして事業完了報告っていうものについて

○矢立孝彦議長

三井主幹、簡潔に。

○三井剛総務課主幹

はい。失礼しました。補助金の申請が繰越しましたので、そのような対応になつとります。その他温井ダムの自然公園の管理棟につきまして、地元調整につきまして時間を要している、またいこいの村のひろしま施設改修事業につきましても、抜本的な設計っていうものについて、まだ時間を要している。それに対して対応も検討中でございますので、所要額も繰り越しております。続いて農林水産業費と土木費、さらには災害復旧費につきましては、この後建設課からご説明させていただきます。そして9番の消防費でございますが、防災、減災、備蓄事業、国土強靱化地域策定業務でございますけれども、国の補助金の動向について、日数が不足の日数を要しましたので実際の事業執行が年度内にございませんので所要額を繰り越しているものでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

これで報告第1号、及び報告第2号を終わります。

-
- 日程第8. 議案第42号
 - 日程第9. 議案第43号
 - 日程第10. 議案第44号
 - 日程第11. 議案第45号
 - 日程第12. 議案第46号
 - 日程第13. 議案第47号
 - 日程第14. 議案第48号
 - 日程第15. 議案第49号
 - 日程第16. 議案第50号
 - 日程第17. 議案第51号
 - 日程第18. 議案第52号
 - 日程第19. 議案第53号

○矢立孝彦議長

日程第8、議案第42号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてから日程第19、議案第53号、令和2年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第2号）までの12件を一括して議題とします。提出者から説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

議案第 42 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。令和 2 年度当初予算において計上している修道せせらぎセンターの改修事業において有利な辺地債を財源とするため、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について県知事との協議が整ったので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものです。議案第 43 号、安芸太田町過疎地域自立促進計画の変更について。令和 2 年度当初予算において計上している学校 ICT 整備及び文化財多言語事業（三段峡）において有利な過疎債を財源とするため、過疎地域自立促進計画の変更について県知事との協議が整ったので、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条の規定により、議会の議決を求めるものです。議案第 44 号、安芸太田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び安芸太田町手数料条例の一部改正について。情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（通称：デジタル手続法）が公布されたことに伴う条例改正です。議案第 45 号、安芸太田町税条例の一部改正について。地方税法等の一部を改正する法律等（新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図る）の公布により、町民税、軽自動車税、固定資産税等に係る特別措置を講ずるための改正を行うものです。議案第 46 号、安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正について新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免規定について改正を行うものです。議案第 47 号、安芸太田町介護保険条例の一部改正について。介護保険法施行令等が公布、施行されたことによる改正です。令和元年 10 月の消費税率 10%の引き上げに伴い、低所得者の介護保険料の更なる軽減強化を図る方針が示されたため、本町の介護保険条例を改正する必要があるもので、軽減強化は令和元年度（実施済）、令和 2 年度に段階的に行われることから、令和 2 年度においても保険料額の改正をするものです。議案第 48 号、財産の取得について（ホイールローダ除雪車（1.6m級）その 1）。続いて議案第 49 号、財産の取得について（ホイールローダ除雪車（1.6m級）その 2）。議案第 50 号、財産の取得について（ホイールローダ除雪車（2.3m級））。ホイールローダ除雪車 3 台の取得について、予定価格が 700 万円を超えるため、安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。議案第 51 号、令和 2 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 3 号）。令和 2 年度安芸太田町一般会計の補正予算は 1 億 3,565 万 4 千円の増額を定めるものです。今回の補正は、歳入が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、社会資本整備総合交付金、などの国・県補助金、補助裏の町債の増及び財源更正に伴う基金繰入金の減が主なものです。歳出は、職員給与費について、令和 2 年 4 月 1 日付け人事異動に伴う配属先の会計科目への組替。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画に基づき、総務費等 4 月臨時補正から追加した事業費の増。土木費が県道維持事業、町道出口横山線法面対策事業や橋梁修繕工事に係る設計委託料、工事請負費の増。消防費が新型コロナウイルスの影響により中止となった訓練等による事業費の減、教育費が G I G A スクール構想における ICT 環境整備に係る備品購入費の増が主なものです。議案第 52 号、令和 2 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）。令和 2 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計の補正予算は、歳入歳出予算の総額はそのまま、職員給与費について、令和 2 年 4 月 1 日付け人事異動に伴う配属先の会計科目への組替によるものです。議案第 53 号、令和 2 年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第 2 号）。国の新型コロナウイルス感染症対策第二次補正予算に基づき、感染拡大防止及び医療体制を整備するため、発熱外来診療室等に空気清浄機等を購入する経費を計上し、議会の議決を求めるものでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

これで提出者の説明を終わります。以上、提出議案については後日、審議、採決を行います。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

○河野茂議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

午前 11 時 32 分 散会